

新型コロナウイルスに起因するまん延防止等重点措置の実施後の対応について

令和4年1月27日に福岡県より改めてまん延防止等重点措置の実施が発令されました。それにともない福岡県及び各市町村からの指導および要請に基づき、感染防止に留意した上で、引き続き営業は継続してまいります。以下にこれまで行ってまいりました感染症対策を改めてお知らせするとともに、改めて徹底いたしてまいります。

<感染防止の現状と対策>

・従業員全員の体温測定

令和2年3月3日より入社時に体温測定を行い、出勤簿への記録を行っております。これを継続し、37.5度以上熱発が見られる職員は入社休止扱いといたします。

なお、児童に対しても利用時に体温確認を行い、利用記録や連絡帳での記録を行います。

・常備マスクの状況、および従業員全員のマスク着用

全従業員分の在庫は常時約2か月分の在庫は確保いたしております。衛生的なマスクを着用してサービス実施を現在行っております。職員間での感染および児童への感染予防のため全従業員は就業中マスク着用を徹底しております。

・従業員全員の手洗い

従業員全員が出社時及び外出時等適宜手洗いを行っております。引き続き継続してまいります。

・来客者の入退出管理、および手指消毒の徹底

来客のある際は入口に設置した「手指消毒剤」を使用して除菌いただくことを引き続き徹底してまいります。また、来客名簿をこれまでどおり作成し、万一感染がある場合の感染源把握に努めます。

・換気が良い中での活動（密閉への配慮）

施設内での活動の際は、約1時間に5分程度の換気を行い、室内の空気の入れ替えを行ってまいります。

・児童と従業員との距離および児童同士の距離（密集および密接への配慮）

活動内容で人と人が密接に関わる活動は行わないよう、これまでどおり配慮いたします。昼食時はスペースを空けて着座を行う。食事中は私語を慎むなどを行っております。

・清掃時の除菌

施設での清掃時に人が多く触れる場所やモノに対して、アルコール除菌をこれまで通り継続いたします。

・定期的な体調管理

定期的に児童へ体調確認を行います。様子がおかしい場合は体温を再度測り、異常が見られれば、別室で休憩を取らせ、ご家庭に速やかにご連絡しております。

・環境整備

・児童の活動スペース及び事務室、保護者面談室における空気清浄機の設置・稼働を随時行っております。

改訂>

令和2年4月9日「新型コロナウイルスに起因する緊急事態宣言後の対応について」

令和2年9月1日「新型コロナウイルス及びインフルエンザ等感染症への予防対応について」

令和2年11月15日「インフルエンザおよび新型コロナウイルス等感染症への予防対応について」

令和3年1月15日「新型コロナウイルスに起因する緊急事態宣言後の対応について」

令和3年5月15日「新型コロナウイルスに起因する緊急事態宣言後の対応について」